

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年6月13日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mベスト・インカム（年1回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年12月14日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

. 【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(4) 発行(売出)価格

<訂正前>

(略)

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先:

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL: 03 - 6736 - 2350 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

HPアドレス: <http://www.jpmorganasset.co.jp/>

<訂正後>

(略)

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先:

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL: 03 - 6736 - 2350 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

HPアドレス: <https://www.jpmorganasset.co.jp/>

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率*は、3.24%(税抜3.0%)が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出)価格」の照会先までお問い合わせください。

(以下略)

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率*は、3.24%*(税抜3.0%)が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。なお、2019年10月1日より消費税率(地方消費税率を含みます。)が10%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.3%が上限となります。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出)価格」の照会先までお問い合わせください。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(二) ファンドの特色

投資先ファンドの特徴

<訂正前>

グローバルインカムファンド

名称	J P モルガン・インベストメント・ファンズ - グローバル・インカム・ファンド (JPMorgan Investment Funds - Global Income Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	J P M グローバル・インカム・ファンド (Iクラス) (JPM Global Income Fund I(mth)-JPY(Hedged)) (円建て、円ヘッジ)
(略)	
運用会社	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (米国法人) * J P モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド (英国法人) * J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 (委託会社) J F アセット・マネジメント・リミテッド (香港法人) J P モルガン・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド (シンガポール法人) * 平成30年9月末時点において、実際に運用を行っている運用会社です。それ以外の運用会社は組入れるアセットクラスに応じて運用を行います。 (注) 組入れるアセットクラスによっては、前記以外の J . P . モルガン・アセット・マネジメントの運用会社が運用する場合があります。

(以下略)

<訂正後>

グローバルインカムファンド

名称	J P モルガン・インベストメント・ファンズ - グローバル・インカム・ファンド (JPMorgan Investment Funds - Global Income Fund)
その有価証券 (外国投資証券)	J P M グローバル・インカム・ファンド (Iクラス) (JPM Global Income Fund I(mth)-JPY(Hedged)) (円建て、円ヘッジ)
(略)	
運用会社	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (米国法人) * J P モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド (英国法人) * J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 (委託会社) J F アセット・マネジメント・リミテッド (香港法人) J P モルガン・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド (シンガポール法人) * 2019年3月末時点において、実際に運用を行っている運用会社です。それ以外の運用会社は組入れるアセットクラスに応じて運用を行います。 (注) 組入れるアセットクラスによっては、前記以外の J . P . モルガン・アセット・マネジメントの運用会社が運用する場合があります。

(以下略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成26年 9月17日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成27年 5月29日 マザーファンドの名称変更

< 訂正後 >

2014年 9月17日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

2015年 5月29日 マザーファンドの名称変更

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(略)

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円 (平成30年10月末現在)

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長 (金商) 第330号

設立年月日 平成 2 年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成 2 年 ジャーディン・フレミング投信株式会社 (委託会社) 設立

平成 7 年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況 (平成30年10月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円 (2019年 4 月末現在)

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長 (金商) 第330号

設立年月日 1990年10月18日

会社の沿革

1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社 (委託会社) 設立

1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

2001年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

2006年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2008年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況 (2019年 4 月末現在)

(以下略)

2【投資方針】

(2) 投資対象

< 訂正前 >

(略)

(参考) マザーファンドの投資対象

(略)

グローバルインカムファンド

(略)	
運用会社	<p>(略)</p> <p>* 平成30年9月末時点において、実際に運用を行っている運用会社です。それ以外の運用会社は組入れるアセットクラスに応じて運用を行います。</p> <p>(注) 組入れるアセットクラスによっては、前記以外のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用会社が運用する場合があります。</p>

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(参考) マザーファンドの投資対象

(略)

グローバルインカムファンド

(略)	
運用会社	<p>(略)</p> <p>* 2019年3月末時点において、実際に運用を行っている運用会社です。それ以外の運用会社は組入れるアセットクラスに応じて運用を行います。</p> <p>(注) 組入れるアセットクラスによっては、前記以外のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用会社が運用する場合があります。</p>

(以下略)

(3) 運用体制

< 訂正前 >

(イ) マザーファンドの運用体制

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成30年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

(ハ) 投資先ファンドの運用体制

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

グローバルインカムファンド

以下は、平成30年9月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用しているJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ.P.モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドにおけるものです。

(略)

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、平成30年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

マネープール・ファンド

以下は、当該投資先ファンドの主要投資先であるマネープール・マザーファンドにおける運用体制です。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成30年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(イ)マザーファンドの運用体制

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2019年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

(ハ)投資先ファンドの運用体制

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

グローバルインカムファンド

以下は、2019年3月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用しているJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ.P.モルガン・アセット・マネージメント(UK)リミテッドにおけるものです。

(略)

(注2)前記の運用体制、組織名称等は、2019年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

マネープール・ファンド

以下は、当該投資先ファンドの主要投資先であるマネープール・マザーファンドにおける運用体制です。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2019年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

(5)投資制限

<訂正前>

(イ)信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

公社債の借入れ

(略)

B 前記Aの公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下 および において同じ。)の範囲内となるように行います。

(略)

受託会社による資金の立替え

(略)

(ロ)(略)

(参考)

マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

(f) 公社債の借入れ

(略)

b. 前記 a. の公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額(信託約款第8条に規定するものをいいます。以下(f)において同じ。)の範囲内となるように行います。

(略)

(g) 受託会社による資金の立替え

(略)

(八) 投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドの主な投資制限は、以下のとおりです。

(以下略)

<訂正後>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

公社債の借入れ

(略)

B 前記 A の公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。)の範囲内となるように行います。

(略)

受託会社による資金の立替え

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ロ) (略)

(参考)

マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

(f) 公社債の借入れ

(略)

b. 前記 a. の公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額(信託約款第8条に規定するものをいいます。以下(f)および(h)において同じ。)の範囲内となるように行います。

(略)

(g) 受託会社による資金の立替え

(略)

（h）分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ハ）一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ニ）投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドの主な投資制限は、以下のとおりです。

（以下略）

3【投資リスク】

（1）リスク要因

投資先ファンドのリスク

<訂正前>

グローバルインカムファンド

（略）

<リートおよびその他のリスク>

（略）

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

（略）

（g）上海ストックコネクトは平成26年11月に、深センストックコネクトは平成28年12月にそれぞれ開始されました。ストックコネクトに関する規制は未だ検証されていない部分があり、今後変更される可能性があります。また、当該規制がどのように適用されるか不確定であり、それが当該投資先ファンドの信託財産に不利益を及ぼす可能性があります。ストックコネクトは（中国本土と香港の）境界を超える取引であることから、新しい情報技術システムが使われており、そのため運営上の障害が起こる可能性もあります。当該システムが正常に機能しなかった場合、ストックコネクトを通じた中国のA株の取引ができないことがあります。その結果、当該投資先ファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。

（略）

<訂正後>

グローバルインカムファンド

（略）

<リートおよびその他のリスク>

（略）

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

（略）

（g）上海ストックコネクトは2014年11月に、深センストックコネクトは2016年12月にそれぞれ開始されました。ストックコネクトに関する規制は未だ検証されていない部分があり、今後変更される可能性があります。また、当該規制がどのように適用されるか不確定であり、それが当該投資先ファ

ンドの信託財産に不利益を及ぼす可能性があります。ストックコネクトは(中国本土と香港の)境界を超える取引であることから、新しい情報技術システムが使われており、そのため運営上の障害が起こる可能性もあります。当該システムが正常に機能しなかった場合、ストックコネクトを通じた中国のA株の取引ができないことがあります。その結果、当該投資先ファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。

(略)

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2014年4月～2019年3月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2015年8月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

< 訂正前 >

(略)

(ロ) 投資先ファンドにおけるリスク管理

グローバルインカムファンド

以下は、平成30年9月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用している J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(平成30年9月末現在)

(略)

マネープール・ファンド

(略)

(平成30年9月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(ロ) 投資先ファンドにおけるリスク管理

グローバルインカムファンド

以下は、2019年3月末時点で実際に当該投資先ファンドを運用している J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(2019年3月末現在)

(略)

マネープール・ファンド

(略)

(2019年3月末現在)

(以下略)

4 【手数料等及び税金】

< 訂正前 >

(1) 申込手数料

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24% (税抜3.0%) が上限となっています。

申込手数料*の詳細 (具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法) については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

（略）

（3）信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.0044%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.162% （税抜0.15%）	年率0.81% （税抜0.75%）	年率0.0324% （税抜0.03%）
信託報酬の配分 （純資産総額に 対し）	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

<ご参考：投資先ファンドの運用管理費用等>

投資先ファンド	運用管理費用または信託報酬の率 （投資先ファンドの日々の純資産総額に対し）	
グローバルインカムファンド	運用管理費用の率：年率0.60% （消費税等はかかりません。）	同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価
マネープール・ファンド	信託報酬率：年率0.1026% （税抜0.095%）	委託会社 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務（運用委託先が行う業務を含みます。）、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
		販売会社 当ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、およびこれらに付随する業務の対価
		受託会社 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

マネープール・ファンドの信託報酬には、マネープール・マザーファンドの運用委託先への報酬*が含まれます。

マネープール・マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

* 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

当ファンドがマザーファンドを通じて、当ファンドの信託財産の99.9%をグローバルインカムファンドに投資した場合には、実質的な信託報酬等の負担は年率1.60%（税抜1.53%）程度（概算）となります。

（４）その他の手数料等

（略）

3 監査費用*を信託財産で負担します。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

4 ご参考：投資先ファンドのその他の手数料等

投資先ファンドにおいて、以下の費用等を投資先ファンドの資産で負担します。

（略）

マネープール・ファンド

（略）

当該投資先ファンドの監査費用*は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、それぞれの信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社はそのみなし額の支弁を、当該投資先ファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、当該投資先ファンドの信託財産中から受けるものとします。委託会社が当該投資先ファンドの信託財産から支弁を受ける金額については、当該投資先ファンドの計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

マネープール・マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

（５）課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年10月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

（１）申込手数料

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%*（税抜3.0%）が上限となっています。

* 2019年10月1日より消費税率（以下、地方消費税率を含みます。）が10%に上げられる予定です。その場合、手数料率は3.3%が上限となります。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<https://www.jpmorganasset.co.jp/>

（略）

（3）信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.0044%*（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。

* 2019年10月1日より消費税率が10%に上げられる予定です。その場合、年率1.023%となります。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります*。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.162% （税抜0.15%）	年率0.81% （税抜0.75%）	年率0.0324% （税抜0.03%）
信託報酬の配分 （純資産総額に 対し）	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

* 2019年10月1日より消費税率が10%に上げられる予定です。その場合、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分（純資産総額に対し）	年率0.165% （税抜0.15%）	年率0.825% （税抜0.75%）	年率0.033% （税抜0.03%）

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

<ご参考：投資先ファンドの運用管理費用等>

投資先ファンド	運用管理費用または信託報酬の率 （投資先ファンドの日々の純資産総額に対し）

グローバルインカムファンド	運用管理費用の率：年率0.60% (消費税等はかかりません。)	同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	
マネープール・ファンド	信託報酬率：年率0.1026%* (税抜0.095%) * 2019年10月1日より消費税率が10%に引上げられる予定です。その場合、年率0.1045%となります。	委託会社	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務（運用委託先が行う業務を含みます。）、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
		販売会社	当ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、およびこれらに付随する業務の対価
		受託会社	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

マネープール・ファンドの信託報酬には、マネープール・マザーファンドの運用委託先への報酬*が含まれます。

マネープール・マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

* 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

当ファンドがマザーファンドを通じて、当ファンドの信託財産の99.9%をグローバルインカムファンドに投資した場合には、実質的な信託報酬等の負担は年率1.60%*（税抜1.53%）程度（概算）となります。

* 2019年10月1日より消費税率が10%に引上げられる予定です。その場合、年率1.62%程度（概算）となります。

(4) その他の手数料等

(略)

3 監査費用*を信託財産で負担します。

* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%*（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円*（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

* 2019年10月1日より消費税率が10%に引上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.022%を乗じて得た額（ただし、年間330万円を上限とします。）を当該監査費用とみなします。

4 ご参考：投資先ファンドのその他の手数料等

投資先ファンドにおいて、以下の費用等を投資先ファンドの資産で負担します。

(略)

マネープール・ファンド

(略)

当該投資先ファンドの監査費用*は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%*（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円*（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社はそのみなし額の支弁を、当該投資先ファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、当該投資先ファンドの信託財産中から受けるものとします。委託会社が当該投資先ファンドの信託財産から支弁を受ける金額については、当該投資先ファンドの計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

- * 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。なお、2019年10月1日より消費税率が10%に上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.022%を乗じて得た額(ただし、年間330万円を上限とします。)を当該監査費用とみなします。

マネープール・マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2019年4月末現在適用されるものです。

(以下略)

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成31年4月1日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	89,262,286,419	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	35,146,802	0.04
合計(純資産総額)		89,227,139,617	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「GIMベスト・インカム・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考) GIMベスト・インカム・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成31年4月1日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,008,805	0.00
投資証券	ルクセンブルク	312,716,641,125	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,305,882,489	0.42
合計(純資産総額)		314,023,532,419	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成31年4月1日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMベスト・インカム・マザーファン ド(適格機関投資家専用)	78,122,078,085	1.1220	87,653,513,590	1.1426	89,262,286,419	100.04

(参考) GIMベスト・インカム・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成31年4月1日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	JPMI GLOBAL INCOME FUND I JPY	24,249,119.194	13,053.46	316,534,907,434	12,896	312,716,641,125	99.58
2	日本	投資信託 受益証券	GIMジャパン・マネープ ール・ファンドF(適格機関投 資家専用)	998,521	1.0055	1,004,012	1.0103	1,008,805	0.00

種類別投資比率

(平成31年4月1日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(参考) GIMベスト・インカム・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成31年4月1日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.58

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成31年4月1日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成27年9月15日)	7,574	7,574	0.9873	0.9873
2期	(平成28年9月15日)	18,399	18,399	1.0228	1.0228
3期	(平成29年9月15日)	54,468	54,468	1.0825	1.0825
4期	(平成30年9月18日)	89,256	89,256	1.0854	1.0854
	平成30年4月末日	83,316	-	1.0808	-
	平成30年5月末日	85,564	-	1.0809	-
	平成30年6月末日	86,243	-	1.0751	-
	平成30年7月末日	88,532	-	1.0921	-
	平成30年8月末日	89,403	-	1.0915	-
	平成30年9月末日	89,551	-	1.0886	-
	平成30年10月末日	87,187	-	1.0561	-
	平成30年11月末日	87,441	-	1.0573	-
	平成30年12月末日	84,110	-	1.0203	-
	平成31年1月末日	86,929	-	1.0602	-
	平成31年2月末日	88,687	-	1.0805	-
	平成31年3月末日	89,135	-	1.0905	-
	平成31年4月1日	89,227	-	1.0915	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期(中間期)	0.0000

収益率の推移

期	収益率(%)
1期	1.27
2期	3.60

3期	5.84
4期	0.27
5期（中間期）	0.08

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	7,745,175,380	73,519,916	7,671,655,464
2期	13,475,889,238	3,157,694,788	17,989,849,914
3期	40,505,355,943	8,176,033,304	50,319,172,553
4期	43,199,593,494	11,285,263,161	82,233,502,886
5期（中間期）	4,455,865,292	4,851,996,876	81,837,371,302

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<https://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2019年4月1日	設定日	2014年9月17日
純資産総額	892億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
1期	2015年9月	0
2期	2016年9月	0
3期	2017年9月	0
4期	2018年9月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1
JPMグローバル・インカム・ファンド（イクラス）	99.6%
GIMジャパン・マネーブル・ファンドF（適格機関投資家専用）	0.0%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0.4%
合計（純資産総額）	100.0%

種類別構成状況

種類	投資比率 3
米国ハイ・イールド債券	26.1%
先進国株式	15.1%
優先株式等 4	8.9%
欧州ハイ・イールド債券	8.1%
短期金融資産および短期債券	6.8%
その他	31.2%

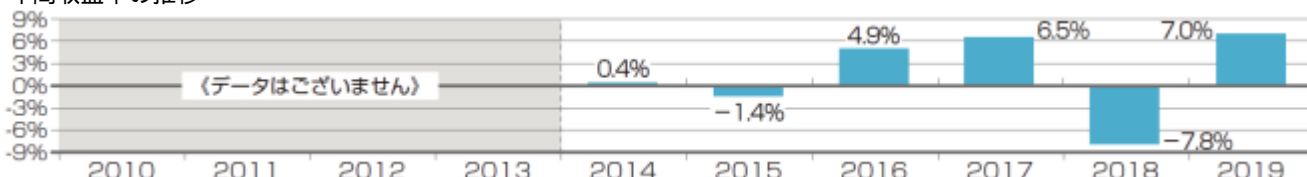
国・地域別構成状況

投資国 2	投資比率 3
米国	55.9%
欧州（除く英国）	22.0%
新興国	6.7%
英国	6.4%
カナダ	2.0%
その他	3.2%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	投資国 ^{*2}	投資比率 ^{*3}
1	コカ・コーラ	株式	米国	0.7%
2	フレディマック 3.5% 2047/12/1	政府系証券化商品 ^{*5}	米国	0.6%
3	ファイザー	株式	米国	0.6%
4	メルク	株式	米国	0.6%
5	ロシュ・ホールディング	株式	スイス	0.6%
6	ファニーメイ 3.5% 2048/3/1	政府系証券化商品 ^{*5}	米国	0.5%
7	トタル	株式	フランス	0.5%
8	プロロジス	株式	米国	0.5%
9	ノバルティス	株式	スイス	0.4%
10	ゼネラル・エレクトリック（GE）	優先株式 ^{*4}	米国	0.4%

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）=（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1）×100

* 2014年の年間収益率は設定日から年末営業日、2019年の年間収益率は前年末営業日から2019年4月1日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMベスト・インカム（年1回決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
- 国・地域については、当社グループの判断に基づき分類しています。
- ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（JPMグローバル・インカム・ファンド（イクラス）およびGIMジャパン・マネーブル・ファンドF（適格機関投資家専用）は2019年3月最終営業日のもの）を使用しています。
- 優先株式とは、普通株式に比べて利益配当や残余財産の分配について優先的に受け取ることができる株式をいいます。
- 政府系証券化商品とは、政府系機関が発行する住宅ローン債権等を証券化したものをいいます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

(略)

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

< 訂正後 >

(略)

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<https://www.jpmorganasset.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

(略)

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

< 訂正後 >

(略)

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<https://www.jpmorganasset.co.jp/>

(5) その他

< 訂正前 >

(略)

運用報告書

(略)

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

(以下略)

< 訂正後 >

（略）

運用報告書

（略）

HPアドレス：<https://www.jpmorganasset.co.jp/>

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成29年9月16日から平成30年9月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

< 訂正後 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成29年9月16日から平成30年9月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30年9月19日から平成31年3月18日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

< 追加 >

中間財務諸表

【JPMベスト・インカム（年1回決算型）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (平成30年9月18日現在)	当中間計算期間末 (平成31年3月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	89,701,002,718	89,339,654,021
未収入金	192,657,357	138,683,910
流動資産合計	89,893,660,075	89,478,337,931
資産合計	89,893,660,075	89,478,337,931
負債の部		
流動負債		
未払解約金	192,657,357	138,683,910
未払受託者報酬	14,248,025	14,050,613
未払委託者報酬	427,440,662	421,518,528
その他未払費用	3,181,450	2,924,926
流動負債合計	637,527,494	577,177,977
負債合計	637,527,494	577,177,977
純資産の部		
元本等		
元本	1 82,233,502,886	1 81,837,371,302
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,022,629,695	7,063,788,652
（分配準備積立金）	4,359,481,088	4,109,821,817
元本等合計	89,256,132,581	88,901,159,954
純資産合計	89,256,132,581	88,901,159,954
負債純資産合計	89,893,660,075	89,478,337,931

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日)	当中間計算期間 (自 平成30年 9月19日 至 平成31年 3月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	238,134,222	497,058,082
営業収益合計	238,134,222	497,058,082
営業費用		
受託者報酬	11,024,687	14,050,613
委託者報酬	330,740,478	421,518,528
その他費用	2,868,550	2,924,926
営業費用合計	344,633,715	438,494,067
営業利益又は営業損失（ ）	106,499,493	58,564,015
経常利益又は経常損失（ ）	106,499,493	58,564,015
中間純利益又は中間純損失（ ）	106,499,493	58,564,015
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	90,572,114	96,783,632
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,149,299,510	7,022,629,695
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,042,347,486	297,757,985
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,042,347,486	297,757,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	549,681,902	411,946,675
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	549,681,902	411,946,675
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,444,893,487	7,063,788,652

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	中間計算期間末日の取扱い 平成30年9月15日、平成30年9月16日および平成30年9月17日が休日のため、信託約款第30条により、前計算期間末日を平成30年9月18日としており、当中間計算期間末日を平成31年3月18日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (平成30年9月18日現在)	当中間計算期間末 (平成31年3月18日現在)
1 期首元本額	50,319,172,553円	82,233,502,886円
期中追加設定元本額	43,199,593,494円	4,455,865,292円
期中一部解約元本額	11,285,263,161円	4,851,996,876円
受益権の総数	82,233,502,886口	81,837,371,302口
1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)	1.0854円 (10,854円)	1.0863円 (10,863円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「GIMベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「GIMベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成30年9月18日現在)	(平成31年3月18日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,338,581,951	2,969,236,194
投資信託受益証券		1,004,012	1,007,607
投資証券		324,247,889,097	311,091,950,139
流動資産合計		328,587,475,060	314,062,193,940
資産合計		328,587,475,060	314,062,193,940
負債の部			
流動負債			
未払解約金		779,602,551	758,032,526
未払利息		12,480	8,134
流動負債合計		779,615,031	758,040,660
負債合計		779,615,031	758,040,660
純資産の部			
元本等			
元本	1	290,043,421,626	275,634,581,845
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		37,764,438,403	37,669,571,435
元本等合計		327,807,860,029	313,304,153,280
純資産合計		327,807,860,029	313,304,153,280
負債純資産合計		328,587,475,060	314,062,193,940

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成30年9月18日現在)	(平成31年3月18日現在)
1期首元本額	200,728,444,384円	290,043,421,626円
期中追加設定元本額	138,039,857,460円	12,911,433,851円
期中解約元本額	48,724,880,218円	27,320,273,632円
元本の内訳(注)		
JPMベスト・インカム(年1回決算型)	79,367,371,013円	78,595,631,232円
JPMベスト・インカム(毎月決算型)	210,676,050,613円	197,038,950,613円
合 計	290,043,421,626円	275,634,581,845円
受益権の総数	290,043,421,626口	275,634,581,845口
1口当たりの純資産額	1.1302円	1.1367円
(1万口当たりの純資産額)	(11,302円)	(11,367円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

（平成31年4月1日現在）

種類	金額	単位
資産総額	89,446,798,391	円
負債総額	219,658,774	円
純資産総額(-)	89,227,139,617	円
発行済口数	81,745,495,003	口
1口当たり純資産額(/)	1.0915	円

（参考）GIMベスト・インカム・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成31年4月1日現在）

種類	金額	単位
資産総額	314,785,386,326	円
負債総額	761,853,907	円
純資産総額(-)	314,023,532,419	円
発行済口数	274,839,096,812	口
1口当たり純資産額(/)	1.1426	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成30年10月末現在）

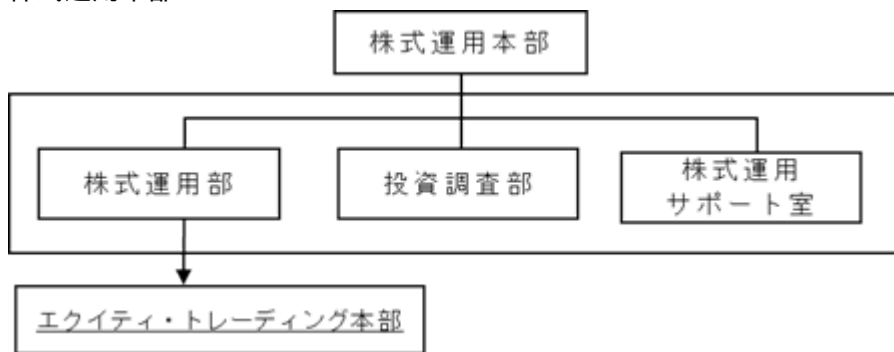
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



（a）～（d）（略）

（e）エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（2019年4月末現在）

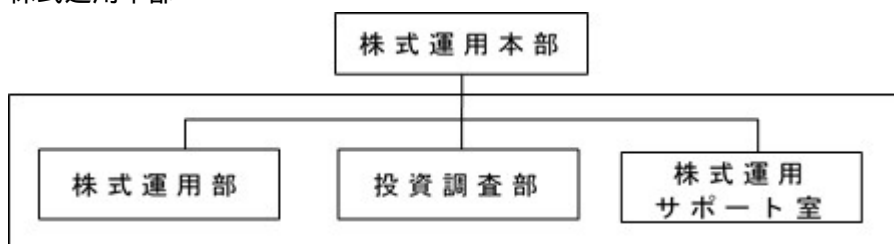
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



（a）～（d）（略）

（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2019年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年10月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	<u>69</u>	<u>929,007</u>
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	<u>57</u>	<u>3,083,398</u>
総合計	<u>126</u>	<u>4,012,405</u>
親投資信託	51	-

（注）百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、2019年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	<u>66</u>	<u>902,493</u>
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	<u>56</u>	<u>3,112,649</u>
総合計	<u>122</u>	<u>4,015,142</u>
親投資信託	51	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第29期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			13,960,009	
前払費用			57,090	
未収入金			7,626	
未収委託者報酬			2,373,381	
未収収益			1,396,871	
関係会社短期貸付金			4,551,000	
その他			2,991	
流動資産計			22,348,971	98.6
固定資産				
投資その他の資産			306,156	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		28		
敷金保証金		98,261		
前払年金費用		76,691		
その他		71,174		
固定資産計			306,156	1.4
資産合計			22,655,127	100.0

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,656	
未払金			1,686,357	
未払手数料		1,172,882		
その他未払金	1	513,475		
未払費用			564,065	
未払法人税等			972,219	
賞与引当金			1,204,583	
流動負債計			4,516,881	20.0
固定負債				
長期未払金			314,355	
賞与引当金			605,290	
固定負債計			919,646	4.0
負債合計			5,436,528	24.0

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			14,000,600	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		13,966,924		
株主資本計			17,218,600	76.0
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			1	
評価・換算差額等計			1	0.0
純資産合計			17,218,598	76.0
負債・純資産合計			22,655,127	100.0

(2) 中間損益計算書

		第29期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			7,396,730	
運用受託報酬			3,040,765	
業務受託報酬			1,035,075	
その他			148,503	
営業収益計			11,621,075	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,137,042	
支払手数料		3,918,792		
調査費		890,010		
その他営業費用		328,239		
一般管理費			4,719,652	
営業費用・一般管理費計			9,856,695	84.8
営業利益			1,764,379	15.2
営業外収益	1	32,802		
営業外収益計			32,802	0.3
営業外費用	2	17,858		
営業外費用計			17,858	0.2
経常利益			1,779,322	15.3
税引前中間純利益			1,779,322	15.3
法人税、住民税及び事業税			914,180	7.9
中間純利益			865,142	7.4

重要な会計方針

項目	第29期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 （平成30年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 受取利息 8,785
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 17,727

（リース取引関係）

第29期中間会計期間末 （平成30年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	48,482 千円
1年超	44,442 千円
合計	92,924 千円

（金融商品関係）

第29期中間会計期間末（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,960,009	13,960,009	-
(2) 未収委託者報酬	2,373,381	2,373,381	-
(3) 未収収益	1,396,871	1,396,871	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,551,000	4,551,000	-
(5) 投資有価証券	28	28	-
資産計	22,281,290	22,281,290	-
(1) 未払手数料	1,172,882	1,172,882	-
(2) その他未払金	513,475	513,475	-
(3) 未払費用	564,065	564,065	-
(4) 長期未払金	314,355	314,355	-
負債計	2,564,778	2,564,778	-

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第29期中間会計期間末（平成30年9月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．其他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	28	30	1
合計		28	30	1

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第29期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	7,396,730	3,040,765	1,035,075	148,503	11,621,075

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
8,019,379	1,366,327	1,218,668	1,016,699	11,621,075

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
Jardine Fleming Asset Management Ltd	1,320,915	資産運用業
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,209,785	資産運用業

（1株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）	
1株当たり純資産額	306,026円81銭
1株当たり中間純利益金額	15,376円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	865,142千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	865,142千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（2018年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2018年9月末現在)	事業の内容
1	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	株式会社SBI証券	48,323百万円	同 上
3	いちよし証券株式会社	14,577百万円	同 上
4	エース証券株式会社	8,831百万円	同 上
5	極東証券株式会社	5,251百万円	同 上
6	クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	同 上
7	ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	同 上
8	ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	同 上
9	七十七証券株式会社	3,000百万円	同 上
10	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
11	マネックス証券株式会社	12,200百万円	同 上
12	野村証券株式会社	10,000百万円 (2019年3月末現在)	同 上
13	百五証券株式会社	3,000百万円	同 上

14	フィデリティ証券株式会社	9,257百万円 (2019年1月23日現在)	同 上
15	F F G証券株式会社	3,000百万円	同 上
16	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同 上
17	P W M日本証券株式会社	3,000百万円	同 上
18	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
19	株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	同 上
20	株式会社足利銀行	135,000百万円	同 上
21	株式会社関西みらい銀行	38,971百万円 (2019年4月1日現在)	同 上
22	株式会社新生銀行	512,204百万円	同 上
23	株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	同 上
24	株式会社但馬銀行	5,481百万円	同 上
25	株式会社千葉銀行	145,069百万円	同 上
26	株式会社中京銀行	31,844百万円	同 上
27	株式会社南都銀行	37,924百万円	同 上
28	株式会社東京スター銀行	26,000百万円	同 上
29	株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	同 上
30	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
31	株式会社りそな銀行	279,928百万円	同 上

独立監査人の中間監査報告書

令和元年5月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMベスト・インカム（年1回決算型）の平成30年9月19日から平成31年3月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMベスト・インカム（年1回決算型）の平成31年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年9月19日から平成31年3月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月10日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。